

令和7年度（2025年度）熊本県外国人留学生 奨学金等支給支援事業を実施します！

1 事業概要

外国人介護人材の確保を図ることを目的に、在留資格「留学」で在留している介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生に対し、県内介護施設等が学費や生活費等を奨学金として給付又は貸与する場合に要する経費の一部を助成します。

2 補助対象事業者

県内に所在する介護保険法による指定又は許可を受けた介護サービス事業者であって、外国人留学生に対し、留学期間中の学費や生活費等を奨学金として給付又は貸与する者。

3 補助対象経費等

補助対象経費、補助率及び補助上限額は以下のとおりです。

	補助上限額			補助対象期間
	対象経費※1	基準額	補助率	
日本語学校	学費※2	年額 600,000 円以内	基準額の 1 / 3	1 年以内 ※4
	居住費などの生活費※3	年額 360,000 円以内		
介護福祉士 養成施設	学費※2	年額 600,000 円以内	基準額の 1 / 3	正規の 修学期間※4
	入学準備金	200,000 円以内 (1 回限り)		
	就職準備金	200,000 円以内 (1 回限り)		
	介護福祉士試験受験対策費用	1 年度 40,000 円以内		
	居住費などの生活費※3	年額 360,000 円以内		

※1 当該年度の4月1日～3月31日に支出した経費を補助対象経費とする。

※2 学費と別に設定されている費用（例：施設利用料、実習費等）も補助対象経費とする。

※3 民間賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱費等日常生活上で継続的に発生する費用（学費・介護福祉士試験受験対策費用を除く）。なお、補助事業者が現行の補助基準額を超えて介護人材の確保に向け積極的に支援を行った場合に限り、以下①②のとおり基準額の加算が可能。

①年額 240,000 円以内の加算

②入居に係る初期費用等について、当該月に限り、月額 50,000 円以内の加算

※4 本人の病気や新興感染症等の真にやむを得ない事由により留年した期間中については、補助対象期間に含める。

4 補助対象期間

当該年度の4月1日から3月31日までとします。

5 他制度との併給

外国人留学生が介護福祉士修学資金貸付事業等の他制度による貸付等の支援を受けている場合は、補助の対象となりません。なお、介護福祉士修学資金の生活費加算を受けず、本事業で居住費等の生活費の支給を受けるなど、他制度と重複しない部分に係る経費は補助対象となります。

6 補助金の返還

外国人留学生に奨学金の返還を求める場合は、県からの補助金額を除いて返還をさせていただきます。この場合、県への補助金返還は不要です。

なお、外国人留学生から奨学金の全額が返還された場合は、補助金相当額を県に返還する必要があります。

7 申請方法

(1) 申請書類

県ホームページに掲載

(URL: <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/32/235489.html>)

(2) 申請方法

LoGo フォーム及び紙媒体で申請書類を提出

(URL: <https://logoform.jp/form/x4b6/1009311>)

(3) 申請期限

令和7年(2025年)7月10日(木)

8 問い合わせ先

〒862-8570

熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県健康福祉部長寿社会局高齢者支援課企画班 担当：杉田

TEL 096-333-2215